

Managed SDx利用規約 別冊

(Type-M スイッチ)

第1章 総則

(適用)

第1条 Managed SDx 利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。第1条(本規約の目的)に規定する別冊として、
当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊により第2条に定める Type-M スイッチを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊(別紙を含みます。)において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Type-M スイッチ	本サービスの1つであって、別紙2(提供する機能に定める機能を提供するサービス
スイッチ装置	Type-M スイッチを利用するために契約者が設置する端末設備。
端末	スマートフォンやタブレット、ノートPC等の、契約者が準備し利用する端末。
クラウド	契約者の通信環境をリアルタイムに管理している装置。
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線。
訪問オプション	契約者の請求に基づき、スイッチ設置および設定を行うオプションメニュー。
サポート	契約者に代行し、契約者が利用する前にスイッチ装置を設定する機能。また、設定する専用受付番号によりスイッチ装置設定の追加・修正・削除等を契約者の要請により提供する機能。

(Type-M スイッチの提供範囲)

第3条 当社は、契約者に対し、別紙4(料金表)で定める スイッチ装置を提供し、契約者から請求があったときは、別紙8(オプション料金表)で定めるオプション、及び、別紙3(訪問オプションのメニュー)で定める訪問オプションを提供します。

2 契約者は、当社から書面による承諾を得ることなく、Type-M スイッチの全部または一部を第三者に提供することを目的として、Type-M スイッチを利用することはできないこととします。

(提供区域)

第4条 Type-M スイッチは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第2章 契約

(最低利用期間)

第5条 別紙9(最低利用期間)に定める期間を最低利用期間と設定します。なお、最低利用期間は、当社が契約者に Type-M スイッチの提供を開始した日(以下「開通日」といいます)を含む月の翌月から起算するものとします。ただし、開通日を含む月に解約した場合は、および、申込以降開通日までに契約者がその申込を取り消した場合は最低利用期間中に解約があったものとみなします。

(装置設置場所の提供等)

第6条 当社が提供するスイッチ装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。また、当社が提供するスイッチ装置に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

(装置設置場所の移転)

第7条 当社は、契約者から要請があったときは、スイッチ装置の設置場所の変更等の手続きを受付します。なお、スイッチ装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

(提供するプランの変更)

第8条 提供するプランの変更はできません。

第3章 料金

(料金)

第9条 当社が提供する Type-M スイッチの料金は、別紙 4(料金表)、別紙 5(訪問オプション料金表)及び別紙 8(オプション料金表)に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第10条 契約者は、開通日を含む月の翌月の初日から起算して、本契約の解約があった日を含む月の末日までの期間について、別紙 4(料金表)及び別紙 8(オプション料金表)に規定する月額利用料の支払いを要します。また、契約者は、訪問オプションを利用したときは、作業の完了をもって、別紙 5(訪問オプション料金表)に規定する訪問オプション料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、Type-M スイッチを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは次によります。

契約者は、次の場合を除き、Type-M スイッチを利用できなかった期間中の月額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
----	------------

<p>1 契約者の責めによらない理由により、Type-M スイッチを全く利用できない状態が生じた場合(2 欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。</p> <p>(注)スイッチ装置、クラウドのいずれかが利用できる状態の場合、契約者は月額利用料の支払いを要しません。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する Type-M スイッチの月額利用料</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその Type-M スイッチを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する Type-M スイッチの月額利用料</p>

- 3 契約者は、本規約に基づいて訪問オプションの提供を受けたときは、設定作業等については、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。この場合において、当社は、契約者が当社所定の書面(電子媒体のものを含みます。)に押印又は署名する(電気的操作による確認作業を含みます。)ことにより訪問オプションの提供の完了を確認するものとします。

(料金計算方法等)

- 第11条 当社は、契約者が本契約に基づき支払う別紙 4(料金表)、別紙 5(訪問オプション料金表)及び別紙 8(オプション料金表)に定める料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 別紙 4(料金表)に規定する解約金は、利用期間に関わらず別紙 4 に定める金額とします。

第4章 損害賠償等

(責任の制限)

- 第12条 当社は、Type-M スイッチを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、Type-M スイッチが全く利用できない状態(スイッチ装置、クラウドのいずれかが利用できる状態の場合は除きます。)にあることを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、Type-M スイッチが全く利用できない状態(スイッチ装置、クラウドのいずれかが利用できる状態の場合は除きます。)にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する Type-M スイッチの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(免責)

- 第13条 当社は、別紙2に規定するヘルプデスク代行及びトラブルサポートにおいて、契約者からの問合せを遅

滞無く受け付けることを保証するものではありません。

- 2 Type-M スイッチは、メーカー、ソフトウェアハウス及びクラウドの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア(OS)等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、クラウドの使用を当社に対して許可する者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 3 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の損害について、第12条(責任の制限)第1項に規定する場合を除き責任を負いません。
- 5 当社は、当社が必要と認めたときは、スイッチ装置のファームウェア更新を実施します。ファームウェア更新の際にType-M スイッチが利用できない場合があります。なお、当社は、ファームウェア更新実施時期や実施可否について、当社の判断により決定することができるものとします。
- 6 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 7 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、スイッチ装置に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。

第5章 雑則

(個人情報の取り扱い)

- 第14条 契約者は、当社、当社の委託により Type-M スイッチに関する業務を行う者(以下「委託会社」といいます。)、及び、クラウドの使用を当社に対して許可する者が、Type-M スイッチ提供のため、提供の過程において契約者名、住所、電話番号、メールアドレス等のスイッチ装置に設定する情報(以下「個人情報」といいます。)、及び、別紙 6(サポートを提供するにあたり取得する情報)で規定する情報を知り得ることについて、同意していただきます。
- 2 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報は、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
 - 3 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が Type-M スイッチを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
 - (1) Type-M スイッチの提供
 - (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング

- (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
- (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
- (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
- (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内

- 4 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報、及び、別紙 6(サポートを提供するあたり取得する情報)に規定する情報を利用します。
 - (1) 契約者からの要請にもとづく、サポート業務
 - (2) ダッシュボードによるスイッチ装置の利用状況の契約者による閲覧
 - (3) Type-M スwitchの品質、機能改善のための情報分析
- 5 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要な範囲内で個人情報、及び、別紙 6(サポートを提供するあたり取得する情報)(1)の 1 及び 2 に規定する情報のうち MAC アドレス及び通信先を除いた統計化された情報を利用する場合があります。
- 6 当社及び委託会社は、契約者のメールアドレスについて、クラウドの使用を当社に対して許可する者に通知し、別紙 2(提供する機能)に規定する機能の ID、パスワード等の通知を目的として利用します。
- 7 契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
- 8 当社は、個人情報保護法第 25 条第4項第1号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

(データ等の取り扱い)

- 第15条 当社及び委託会社は、スイッチ装置の維持のため、スイッチ装置およびクラウド上に設定された情報(サポート対機器のMACアドレス、IP アドレス等)を取得します。
- 2 共通編第 15 条(契約者が行う本サービスに係る契約の解除)、共通編第 16 条(当社が行う本サービスに係る契約の解除)、若しくは共通編第 31 条(本サービスの廃止)による本契約の解約があった場合、当社及び委託会社は、前項により取得した情報を削除します。

(契約者の義務)

- 第16条 契約者は、Type-M スwitchの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては Type-M スwitchが提供できない場合があります。
 - (1) スwitch装置がインターネットに接続できる環境であること。
 - (2) 契約者自身によるType-M スwitchの利用の要請であること。
- 2 契約者が、訪問オプションの要請をする場合には、本条第 1 項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
 - (1) 当社が契約者を訪問した際にスwitch装置の設置(希望)場所に案内し、設定作業等へ立ち会うこと。
 - (2) 当社が設定作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜(電話又は通信回線等の使用を含みます。))を、契約者が当社に対して無償で提供すること。
- 3 前 2 項および共通編第 33 条の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
 - (1) Type-M スwitchに利用するパスワード(暗号化キー)、別紙 2(提供する機能)で利用する ID、パスワ

ード等の適正な管理に努めること。

- (2) スイッチ装置を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (3) スイッチ装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (4) スイッチ装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (5) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

(契約者の協力事項)

第17条 契約者は、当社が Type-M スイッチの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた Type-M スイッチ提供のために必要な情報(操作説明書等を含みます。)の提供。
- (3) その他、Type-M スイッチの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

(除外事項)

第18条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、Type-M スイッチの提供を行わないことがあります。

- (1) 共通編第33条(契約者の義務)又は第 16 条(利用に係る契約者の義務)のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、共通編第34条(契約者の協力事項)又は前条(契約者の協力事項)のいずれかの項目の協力を行わず、Type-M スイッチの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

(設備等の準備)

第19条 契約者は、自己の責任において、Type-M スイッチを利用するために必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。

- 2 契約者が Type-M スイッチを利用するために必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの利用料金は、Type-M スイッチの利用料金には含まれません。

【別紙1（提供時間）】

当社は、サポートに関して、年間通じて 9:00 から 21:00 までの間、専用受付番号で、当社オペレータによる受付及びサポートを提供します。

また、当社は、訪問オプションに関して、年間通じて時間を問わず（料金は、日時により加算、割増料金となります）提供します。

【別紙2（提供する機能）】

別紙 4(料金表)で規定する機能

提供機能	内容
スイッチ機能	・通信ネットワーク上でデータを特定のポートに送信する機能
ダッシュボード機能	・利用状況の可視化をするため、ユーザー専用のダッシュボードを提供。 ・接続されている端末や、トラフィック、アプリケーションの可視化が可能
トポロジー可視化機能	接続している NW 上の機器の構成をダッシュボード上に可視化する機能。
PoE 給電機能 ※ (遠隔リポート機能)	・802.3af/3at に準拠した PoE 給電を行う機能。 ・クラウドから遠隔で給電を行う時間帯 ON/OFF 設定を管理する機能
ポートスケジュール機能	事前にスケジュールリングした日時、時間帯にポートの ON/OFF を行う機能。
802.1x 認証	お客様 Radius と連携した認証を提供
レディメイドのスイッチ設定	スイッチ装置の初期設定を当社が事前に設定(レディメイド)
ヘルプデスク代行	・拠点間通信拠点の追加接続設定、接続設定の変更など契約者社内のヘルプデスクを代行(別紙1(提供時間)に規定する受付時間) ・離れたオフィス等のスイッチ装置もクラウドから一元的に設定
トラブルサポート	・スイッチ装置接続不可等のトラブル時に、クラウドからネットワーク環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、対処(別紙1(提供時間)で規定する提供時間) ・スイッチ装置故障時は、迅速に交換用のスイッチ装置を宅配

※ 24 ポートプランでは提供していません。

別紙8(オプション料金表)で規定する訪問修理オプションに提供する機能

提供機能	内容
トラブルサポート(24 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク接続不可等のトラブル時に、クラウドからネットワーク環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、24 時間 365 日対応。 ・24 時間 365 日の現地訪問及びスイッチ装置の交換による故障対応。 (注)この欄中に定める以外の対応については、派遣に要した費用を含む実費を負担していただくことがあります。

【別紙3 (訪問オプションのメニュー)】

要望された希望日にあわせて、当社が訪問し、サービスを提供します。訪問オプションのサービス内容は以下のとおりです。

メニュー		サービス内容
メニュー1	機器設置・設定及び配線工事	<ul style="list-style-type: none"> ・スイッチ装置を設置、PPPoE、IP アドレス等を設定 ・LAN ケーブルの配線

【別紙4 (料金表)】

プラン	8 ポート給電プラン
初期費用	0 円
月額利用料	2,500 円/台 (税込価格 2,750 円)
解約金	第5条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間に関わらず一律で 12,000円(税込価格 13,200 円)を一括で支払っていただきます。

(注)解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注)1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。

(附則に記載の 0 円の期間が1か月にわたり適用される等支払いを行わない月は、利用期間としてみなしません。)

(注)解約金は消費税の課税対象です。

(注)8 ポート給電プランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

プラン	24ポートプラン
-----	----------

初期費用	0 円
月額利用料	3,200 円/台 (税込価格 3,520 円)
解約金	第5条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間に関わらず一律で 12,000 円(税込価格 13,200 円)を一括で支払っていただきます。

(注)解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注)1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。

(附則に記載の 0 円の期間が1か月にわたり適用される等支払いを行わない月は、利用期間としてみなしません。)

(注)解約金は消費税の課税対象です。

(注)24ポートプランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

【別紙 5 (訪問オプション料金表)】

メニュー		料金
メニュー1	機器設置・設定及び配線工事	当社が別に算定する実費。

(2) 割増工事費の適用

夜間・深夜に、メニュー1 を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾した場合、昼間の工事費に対して、次表の料金を適用します。

時間帯区分	割増工事費の額
17:00-22:00	19,200円(税込価格 21,120 円)
22:00-8:30	27,480 円(税込価格 30,228 円)

(注)12 月 29 日から 1 月 3 日の昼間(8:30-17:00)は、13,920 円(税込価格15,312 円)をいただきます。

(3) 時刻指定工事費の適用

契約者が指定する時刻(次表に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。)に、メニュー1を行う場合、通常の工事費に対して、次表の金額を加算した料金を適用します。

指定時刻	工事費の額
9:00-17:00	13,920 円(税込価格 15,312 円)

(注) 17:00-8:00 の時間帯は(2)割増工事費に時刻指定料金が含まれます。

(注)同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用しません。

(注)当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

【別紙6（サポートを提供するにあたり取得する情報）】

- 1 端末の MAC アドレス、機種情報、OS の種類、ブラウザの種類
- 2 端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先、通信速度の情報
- 3 スイッチ装置と同一ネットワークセグメント内の端末の MAC アドレス、IP アドレス、ホスト名

【別紙7（当社が別に定めることとする事項）】

(削除)

【別紙8（オプション料金表）】

	訪問修理オプション 別紙 2(提供する機能)に定める機能を提供するオプション
初期費用	0 円
月額利用料	500 円/台 (税込価格 550 円)
最低利用期間・解約金	なし

(注)1 のインターネット接続回線に「Type-M VPN」と「Type-M スイッチ」を契約している場合は、契約する全ての「Type-M VPN」と「Type-M スイッチ」に訪問修理オプションの契約が必要です。

【別紙9（最低利用期間）】

8 ポート給電プラン	1スイッチ装置ごとに24ヶ月
24 ポートプラン	